

神戸市保育体制強化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市の保育の体制を強化し、保育士の就業継続及び離職防止を目的に、地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材（以下「保育支援者」という。）を保育に係る周辺業務に活用し、その配置に要する費用の一部を補填する補助金を交付することについて、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助総則)

第2条 市長は、前条の目的を達成するため、民間の幼保連携型認定こども園及び保育所（以下「認定こども園等」という。）に対し、予算の範囲内において、本要綱に定める補助金を交付するものとする。

(補助の対象)

第3条 補助の対象は、神戸市内の認定こども園等における保育支援者の配置に要する費用の一部とする。

(補助の対象となる者)

第4条 補助の対象となる者（保育支援者）は、保育士資格を有しない者で、平成26年4月1日以降、新たに認定こども園等に配置され、且つ次の業務を行う者とする。

- (1) 保育整備、遊ぶ場所、遊具等の消毒・清掃
- (2) 給食の配膳・あとかたづけ
- (3) 寝具の用意・あとかたづけ
- (4) その他、保育士の負担軽減に資する業務

(補助要件)

第5条 本事業を実施する認定こども園等は、保育支援者を配置した月と前年同月における当該認定こども園等の保育士数及び保育士以外の者（保育支援者は含まない）をそれぞれ比較し、ともに同数以上であること。ただし、前年同月の実績がない認定こども園等は、保育支援者を配置した月と当該認定こども園等の開所月における保育士数及び保育士以外の者（保育支援者は含まない）をそれぞれ比較し、ともに同数以上であること。

(補助金額)

第6条 補助金額は一の認定こども園等（分園を除く）あたり月額90,000円を上限とする。

(補助金の使途)

第7条 前条に定める補助金は第3条に掲げる用途にのみ支出しなければならない。

(補助金の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が指定する期日までに、市長に対して神戸市保育体制強化事業補助金交付申請書(様式第1号)を添付書類とともに提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは補助金の交付決定をし、神戸市保育体制強化事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定にあたり、必要な条件を付することができる。

(補助金の請求)

第10条 前条第1項の通知を受けた者(以下、「補助金の交付決定を受けた者」という。)は、神戸市保育体制強化事業補助金交付請求書(様式第3号)を交付決定後、速やかに提出しなければならない。

(施行の細則)

第11条 この要綱の施行について必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

この要綱は平成26年6月23日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成28年1月25日から施行し、平成27年4月1日から適用する。